

# 令和6年度職員採用試験 試験案内

対象区分： 職務経験者  
[30歳以上]

令和6年12月6日  
社会福祉法人  
名古屋市社会福祉協議会

第1次試験日 令和7年1月12日(日)

申込期間 令和6年12月6日(金)から令和7年1月8日(水)まで **【必着】**

～社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会では、このような人材を求めています～

- ・ 名古屋市社会福祉協議会の使命である「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」のため、地域の方々と一緒になって働きたい、成長したいと考える人材
- ・ 広い視野から課題について主体的に考え、企画力と行動力を併せ持ち、失敗を恐れずチャレンジすることができる人材

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会職員採用試験（追加募集）を次のとおり実施します。

## 1 試験区分、採用予定人数

試験区分	採用予定人数	勤務場所等
事務 (総合職)	若干名	名古屋市社会福祉協議会、区社会福祉協議会、いきいき支援センター（地域包括支援センター）、障害者・高齢者権利擁護センター、成年後見あんしんセンター、法人後見センター、高齢者／障害者虐待相談センター、障害者差別相談センター、障害者雇用支援センター、社会福祉研修センター、高年大学鯉城学園、とだがわこどもランド、児童館、福社会館、仕事・暮らし自立サポートセンター、住まいサポートなごや、シルバー人材センターなどにおいてそれぞれの業務に従事します。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たすことが必要です。

### (1) 年齢

昭和40年(1965年)4月2日から平成6年(1994年)4月1日までに生まれた方

### (2) 職務経験

平成26年4月1日から令和6年3月31日までの10年間で職務経験(※)が通算5年以上ある方。ただし、1つ以上の勤務先で3年以上継続して就業していた期間が必要。

※職務経験とは、会社員、公務員、団体職員、自営業者、パートタイマー等で、一つの勤務先で週あたり35時間以上の勤務を1年以上継続していた期間をいいます。育児・介護休業、私傷病による休職等で勤務を行わなかった期間は通算せず(※産前産後休暇は通算)、同一期間内で重複した就業がある場合は一方のみを通算します。期間の計算にあたっては最終頁【職務経験期間の計算について】を参照してください。

### (3) 下記のいずれにも該当しない方

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 本会職員である者(ただし、パート職員、臨時職員及びパート・臨時相当職を除く)
- ④ 令和6年度に実施された本会採用試験の区分【事務(総合職)】を受験した者

### 3 第1次試験

- (1) 日 時 令和7年1月12日(日) 9時00分集合【厳守】
- (2) 試験会場 名古屋市北区清水四丁目17-1  
名古屋市総合社会福祉会館会議室(北区総合庁舎7階)  
※開場予定時刻は午前8時45分です。左記以前は入場できません。
- (3) 持ち物 筆記用具(HB以上の濃さの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)
- (4) 試験の種類・時間・内容等

試験の種類	形式	試験時間	試験の内容
小論文試験	記述式	9:15~10:15	一定の課題に対する論理的思考力、文章表現力等をみる試験
教養試験	択一式 記入式 (一部)	10:30~12:00	一般的な知識及び知能をみる試験【全60問】 (60問のうち10問を「法律」「政治経済」「社会福祉」のいずれかから科目を1つ選択) ※選択科目は試験当日に選択します。 ※記入式とは穴埋め方式の出題に対する答えを解答用紙に直接記入することを指します。

試験問題は大学卒業者向け程度の難易度です。教養試験において一定の合格基準に達しない方は、小論文試験の成績にかかわらず不合格となる場合があります。

※試験会場内における携帯電話等の通信機器の操作や、一切の情報の送受信等を禁止します。試験会場に入室する前に、通信機器の電源を切り、必ずかばんの中にしまってください。また、携帯機器等による録画・録音等の行為を固く禁じます。その他不正行為等を含め、以上の内容について違反が確認されたときは、当該受験を無効とする場合があります。

※第1次試験終了後、「業務説明会」を実施します(12:00~12:50 終了予定)。参加は任意です。合否への影響はありません。

### 4 第1次試験合格者の発表

令和7年1月22日(水)以降、1月24日(金)までに合格者に文書又はメールにて通知します。(不合格者には通知しません。)

また、名古屋市社会福祉協議会ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。

### 5 第2次試験

試験の種類	試験の内容	日程(予定)
口述試験 (個別面接・ プレゼンテーション)	・過去の職務で培われた経験や能力について、本会の職員としてそれらを業務にどう活かしていくかの発表 ・発表の内容を踏まえた質疑応答など個別面接	令和7年2月7日(金) 又は2月8日(土)

※試験日程等の詳細については、第1次試験合格者発表時に合格者に通知します。なお、第2次試験の受験には指定期日までにプレゼンテーション資料の提出が必要となります。

## 6 第2次試験合格者の発表から採用まで

- (1) 令和7年2月12日（水）以降、2月14日（金）までに合否にかかわらず合格者に文書又はメールにて通知します。また、名古屋市社会福祉協議会ホームページにて合格者の受験番号を掲示します。
- (2) 第2次試験合格者には指定機関において健康診断を受けていただきます。  
(健康診断受診予定日：令和7年2月下旬～3月上旬)
- (3) 令和7年2月に採用内定通知を送付し、関係書類を提出していただきます。なお、関係書類として在職証明書や確定申告書（自営業の場合）等を提出いただき、職務経験期間の確認を行います。試験申込書に記載の職歴等を確認できなかった場合は受験資格がなかったものとして遡及して合格を取り消すことがあります。  
(在職証明書には、就業先の会社名、代表者名、社印（代表者印）、就業期間、週あたり勤務時間、職務内容等を記載いただきます。)
- (4) 受験資格がないことや試験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には、採用されないことがあります。
- (6) 採用日は令和7年4月1日です。

## 7 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	配点 得点 順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が土・日・祝日・振替休日にあたる場合は、次の平日まで。）</li> <li>・ 8時45分から17時30分まで（土・日・祝日・振替休日を除く）</li> </ul>	事前に市社会福祉協議会総務部に電話にて連絡し開示日時の調整を行った上で、受験者本人が①運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）及び②受験票（データ可）を提示して請求してください。
第2次試験 不合格者	配点 得点 (第2次試験のみ) 総合得点 順位		

- (注)・請求できるのは受験者本人が直接来所した場合のみです。(代理による請求はできません)  
また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・必要提示書類（身分証明書及び受験票（データ可）の提示）がない場合は開示できません。
  - ・開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

## 8 給与（初任給の例）

(令和6年4月1日現在)

試験区分	(参考) 大学卒 採用時22歳	大学卒 採用時32歳 職務経験10年	大学卒 採用時40歳 職務経験18年
事務（総合職）	約 215,970 円	280,945 円	309,350 円

- ・上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・初任給には経歴に応じた加算がなされる場合があります。  
上記の例示にあたっては、22歳で大学を卒業した後、正社員としての継続した職務経験（本会での職務と直接関係があると認められる職務）を有する場合の加算をしています。職務経験内容等により上記の初任給例と異なる場合があります。

- ・上記の他、通勤手当等の諸手当をそれぞれの支給要件に応じて支給します。
- ・採用されるまでに変更する場合があります。

## 9 受験手続

### (1) 試験申込書、職員採用試験案内の配布

名古屋市総合社会福祉会館5階の名古屋市社会福祉協議会事務室等にて配布します。  
また、名古屋市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

### (2) 申込方法

提出書類等

<p><b>①試験申込書（1）</b> ※A4サイズ両面印刷の上、写真1枚を貼付 指定の試験申込書用紙以外は使用できません。また、身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる方は、名古屋市社会福祉協議会総務部まで事前相談のうえ、試験申込書（1）裏面へ記載してください。</p>
<p><b>②試験申込書（2）</b> ※A4サイズ両面印刷 指定の記入欄の中に簡潔かつ具体的に記載してください。</p>

申込方法：**郵送**に限ります。**封筒の表に「受験申込」と朱書してください。**

申込期間：**令和6年12月6日（金）から令和7年1月8日（水）【必着】**  
申込を受け付けた方には、受験票をデータ形式にて試験申込書に記載のメールアドレス宛にお送りします。1月10日（金）正午までに受験票データが添付されたメールが届かない場合は、名古屋市社会福祉協議会総務部へお問い合わせください。

## 10 注意事項

- (1) 提出書類の記入不備がある場合は受験申込を受理できません。  
**昨今の郵便事情も考慮し、期限に余裕をもってお申し込みください。**
- (2) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (3) 第2次試験対象者については第1次試験の結果、最終の合格については第1次から第2次試験までの結果を総合的に判断し決定します。
- (4) 受験しなかった試験の種類があった場合は、すべての試験を採点しません。
- (5) 電話等による可否に関する問い合わせには応じられません。
- (6) **風邪症状など体調不良の方は他の受験者等への感染のおそれがあるため、受験を控えていただくようお願いいたします。なお、欠席者向けの再試験の予定はありません。**

## 11 その他

- (1) 本会及び本会採用試験の情報等については、下記にてご確認ください。  
**本会ホームページ** (<https://www.nagoya-shakyo.jp/>)
- (2) 昨年度の教養試験の問題（抜粋）、過去3年分の小論文試験の問題を本会ホームページに掲載しています。
- (3) 受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報には、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。
- (4) 気象状況や感染症等の拡大により安全な試験実施が危ぶまれる場合は、試験前日までに本会ホームページに対応を掲載しますので、確認してください。

**【申込先・問合せ先】**

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階  
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 総務部（担当／長嶋、石川）  
TEL（052）911-3192  
FAX（052）913-8553

---

**【職務経験期間の計算について】**

○期間の計算方法

- ・勤務を開始した日が月途中の場合又は勤務を終了した日が月途中の場合においてもその月は1か月の勤務期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの勤務先での勤務が1年以上継続している場合に限る）

【例】平成29年10月15日～令和6年3月15日の職務経験 = 6年6月

- ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用して週あたり35時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間が週あたり35時間以上であることが必要です。

○その他

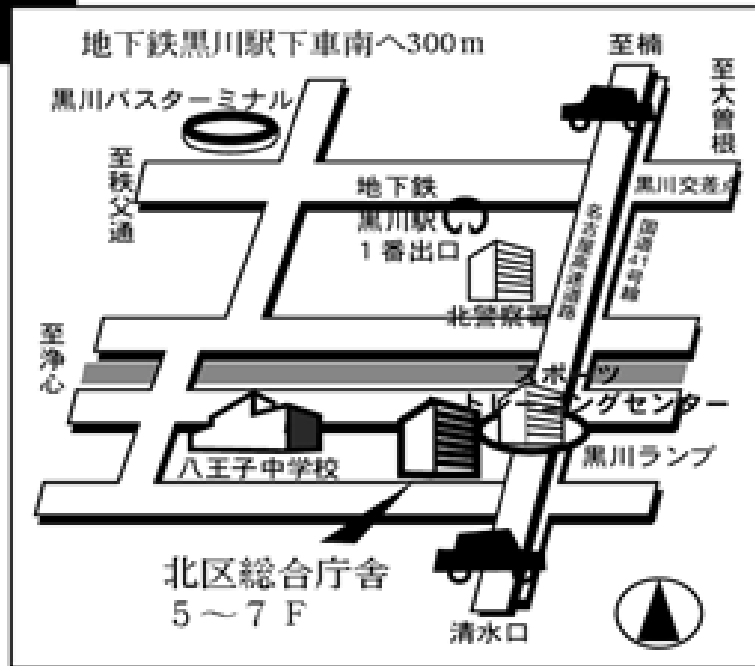
- ・平成26年3月31日以前の職務経験期間を通算して1年以上継続した職務経験であっても、平成26年4月1日以降の職務経験期間が1年以上継続していなければ通算できません。
- ・週あたりの勤務日数が5日でなくても、一つの勤務先で週あたり35時間以上の勤務を1年以上継続していれば通算することができます。
- ・職務経験期間中の役職等は問いません。

【試験会場案内】

名古屋市総合社会福祉会館 会議室

名古屋市北区清水四丁目 17-1 北区総合庁舎 7階

案内図



※ 市営地下鉄名城線「黒川駅」下車①番出口より徒歩7分